



2023年2月24日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社  
代 表 者 名 代表執行役社長 森 望  
(コード：9503 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 経理部長 上西 隆弘  
T E L 050-7105-9084

### 経済産業省の「再エネ業務管理システム」の閲覧に係る調査結果の報告について (経済産業省からの報告徴収への報告)

当社は、当社社員が関西電力送配電株式会社の保有するID・パスワードを用いて、経済産業省が管理・運営するWEBサイト「再エネ業務管理システム※」(以下、当該システム)にアクセスし、当該システムの情報をご覧していたことを確認し、経済産業省に報告するとともに、同省から報告徴収を受領しました。

[経済産業省の「再エネ業務管理システム」の閲覧に係る経済産業省からの報告徴収の受領について  
2023年2月16日開示済み]

当社は、本報告徴収に基づき事実関係の調査を行うとともに、原因分析および再発防止策等を取りまとめ、本日、同省へ報告しました。

調査の結果、当社社員1名が関西電力送配電株式会社(当時、当社送配電カンパニー)社員から当該システムのID・パスワードの提供を受け、当該社員を含む2名の社員が2020年2月以降、当該システムにアクセスし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(以下、FIT制度)による買取対象の発電者の情報をご覧していたことを確認しました。

システム閲覧の目的は、FIT制度に関する交付金申請業務を行う中で、国が認定した発電者の発電設備などの情報と、当社が認識する発電設備などの情報に乖離があり、申請が不受理となった際に、その原因を確認する等していたものでした。なお、当社からお客さまへの提案活動に利用するための閲覧はなかったことを確認しております。

本件の原因は、業務プロセスの明確化やマニュアルの適切な見直し・周知が不十分であったことに加え、行為規制や個人情報の取扱いにかかる認識が不足していたことにあると考えております。

当社は、今回の事案について大変重く受け止めており、改めて深くお詫び申し上げます。今後、監督官庁のご指導に真摯に対応するとともに、緊急対策本部における調査および改善策等も踏まえながら、再発防止にグループ一丸となって、全力を尽くしてまいります。

※ 経済産業省が保有し、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(再エネ特措法)」に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報等を管理する業務用システム。一般送配電事業者は自社供給区域の認定事業者の情報へアクセスできるアカウントが付与されている。

以 上

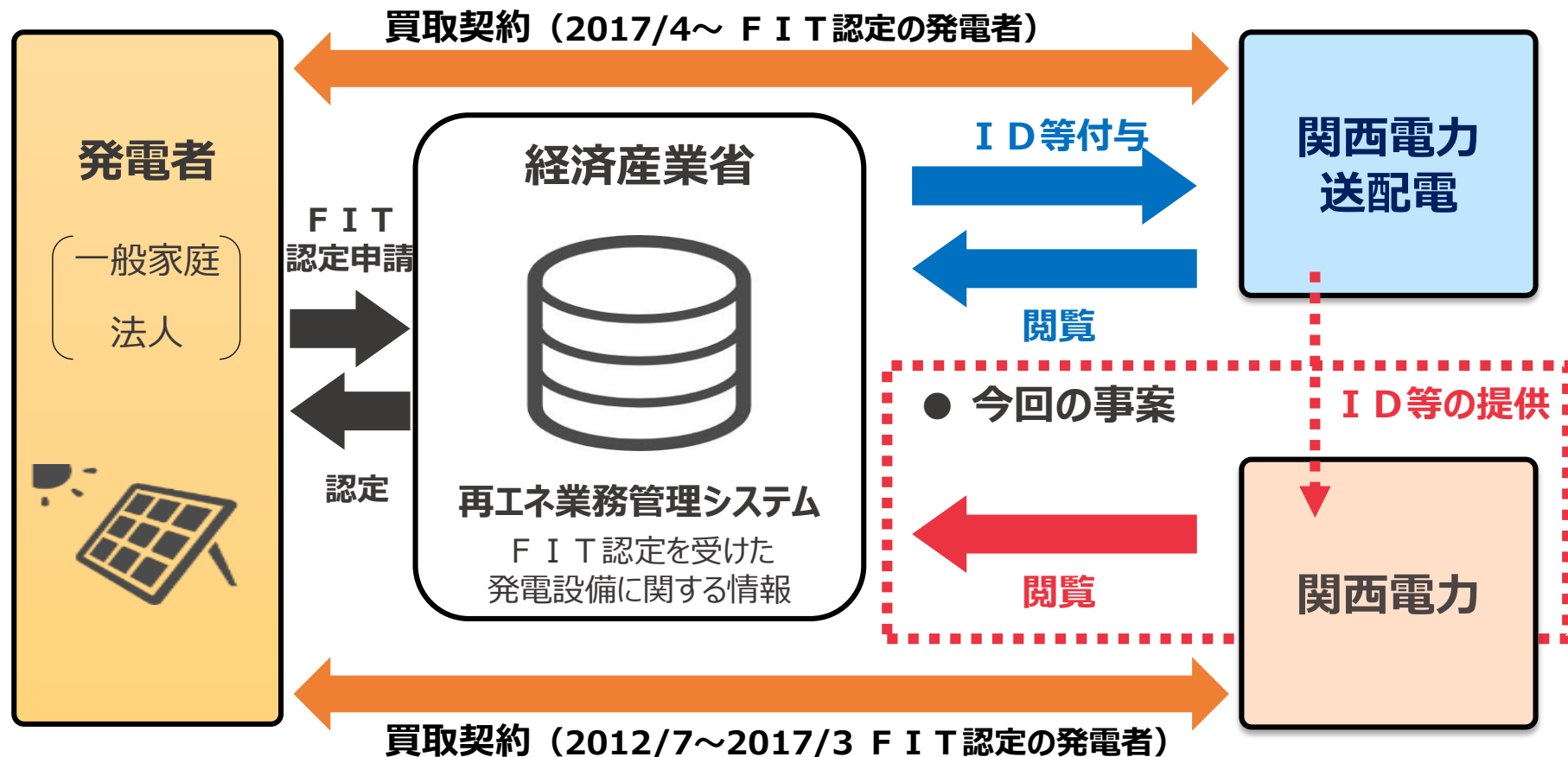
別 紙：経済産業省への報告概要

# 経済産業省への報告概要

2023年2月24日  
関西電力株式会社

# 1. 事案の概要

- 経済産業省が管理・運営するWEBサイト「再エネ業務管理システム」では、FIT認定を受けた発電者の設備情報が保存されており、一般送配電事業者にのみアクセス権が付与されています。
- 今回、当社社員が関西電力送配電に付与されたID等を使用し、当該システムにアクセスし、情報を閲覧していたことを確認しました。
- 当社は、閲覧した事案の内容、閲覧した情報、事案の原因や再発防止策についての報告徴収を、経済産業省から2月16日に受領しました。



- 当社は、報告徴収の受領を受け、社内資料調査、関係者への聞き取り及びアンケートによる調査を実施しました。
- その結果、当社社員2名が、再エネ業務管理システムにアクセスし、情報を閲覧していたことが判明しました。

当社社員等が 関西電力送配電から ID等の提供を受けた事案	<b>1件（2020年2月）</b>
関西電力送配電から 提供を受けたID等により 再エネ業務管理システムに アクセスした事案	<b>アクセスを行った人数：2名（※）</b> <small>※関西電力送配電の社員からID等の提供を受けた1名 および当該1名から共有された1名の計2名</small> <b>アクセスを行った期間：2020年2月～2023年1月</b> <b>アクセスを行った頻度：4～9日／月程度</b>

- アンケート調査の結果、アクセスしたことがある社員は2名であったものの、その事実を知っていた社員が22名いたことや、依頼をしたことがある社員が13名いたことが確認されました。

アンケート  
対象者

FIT買取業務に関係する社員および委託会社社員266名（回答率100%）  
（役員を含む2/17時点の在籍者。休職者等を除く）

### 【1】再エネ業務管理システムにアクセスしたことがあるか。

ある	2名	(0.8%)
ない	264名	(99.2%)

### 【2】（2名が）再エネ業務管理システムを確認できることを知っていたか。

知っていた	22名	(8.3%)
知らなかった	244名	(91.7%)

### 【3】再エネ業務管理システムへのアクセスを依頼したことがあるか。

依頼したことがある	13名	(4.9%)
依頼したことはない	253名	(95.1%)

### 【4】再エネ業務管理システムにアクセスできることを知って、問題があると感じたか。

（2）で「知っていた」と回答した22名が対象

問題だと思っていた	4名	(18.2%)
問題ないと思っていた	(※)18名	(81.8%)

※アクセスしていた2名を含む

- 当該システムを閲覧していた2名および当該2名にシステムの閲覧を依頼していた13名について、その目的を確認した結果は以下のとおりです。
- お客さまへの提案活動に利用する目的での閲覧・依頼は確認されませんでした。

	目的	主な閲覧項目	人数 (名)
1	交付金エラー時の対応 (エラー原因を特定し、認定情報と契約情報の乖離を是正するため)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定日</li> <li>・発電設備の出力 (kW)</li> <li>・構造図、配線図</li> <li>・太陽光パネルの情報 (型式番号、メーカー等)</li> <li>・設備の所在地</li> </ul>	8
2	工事申込み受付時の対応 (申請内容について、正しい認定情報及び契約情報に基づく内容であるかを確認するため)		8
3	発電者からのお問合せ対応 (お問合せに対して、正しい認定情報及び契約情報に基づいた対応を行うため)		7

※「再エネ業務管理システム」にアクセスしたことがある、またはアクセスを依頼したことがあると回答した15名が対象。複数回答可。

▶ 調査結果から窺えた本事案の発生原因は、以下のとおりです。

	発生原因	調査結果
1	業務プロセスの明確化等の不備	<ul style="list-style-type: none"><li>社内資料調査や聞き取り調査の結果、F I T制度の変更や弊社内の組織改正、再エネ業務管理システムにおける一般送配電事業者へのアクセス権の限定化といった状況変化に応じた業務プロセスの再構築やマニュアルの適切な更新・周知が不十分であったことが確認されました</li></ul>
2	行為規制や個人情報の取扱いに係る認識不足	<ul style="list-style-type: none"><li>聞き取り調査やアンケート調査の結果、今回の事案に対して問題だという意識を持っていなかったという意見が多数あり、本事案の行為が問題となり得ることについての認識・理解不足があったことが確認されました</li></ul>

- ▶ 当社は、本事案の発生原因に係る今回の調査、分析結果を踏まえ、以下の再発防止策を講じ、速やかに実行してまいります。
- ▶ また今後、緊急対策本部における調査および改善策等も踏まえながら、再発防止にグループ一丸となって、全力を尽くしてまいります。

再発防止策	
1	<p><b>暫定的な業務運営ルールの策定・周知</b> (2023年2月20日実施済)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生可能エネルギー発電設備の認定情報確認に係る暫定的な取扱いを定め、これら業務を担当する全ての社員等に周知を図りました。</li> </ul>
2	<p><b>業務プロセス再構築とマニュアルの整備</b> (2023年4月末まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 本事案の再発防止にあたっては、当該業務に係る業務プロセスを明確化の上、管理責任箇所および実務担当箇所が共通認識のもと、適正に業務を進めていくことが必要と考えています。</li> <li>• このため、業務プロセスを早期に再構築するとともに、これらをマニュアルに反映の上、関連業務に従事するすべての社員等への周知を徹底してまいります。</li> </ul>
3	<p><b>コンプライアンス研修の継続的な実施</b> (2023年2月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 当該業務運営に係るコンプライアンス意識を高める観点から、行為規制や個人情報保護等、関連法令を中心としたコンプライアンス教育の継続的な実施に努めてまいります。</li> </ul>